

1 勤務地： 次の4施設のいずれか

- | | | |
|-------------------|-----------|-------------------|
| (1) 熊本県立天草青年の家 | 〒861-6102 | 上天草市松島町合津 5500 番地 |
| (2) 熊本県立菊池少年自然の家 | 〒861-1441 | 菊池市原 4885-5 |
| (3) 熊本県立豊野少年自然の家 | 〒861-4305 | 宇城市豊野町山崎 1775 |
| (4) 熊本県立あしきた青少年の家 | 〒869-5454 | 葦北郡芦北町鶴木山 |

2 仕事内容

- (1) 研修補助： 施設利用者の受入れ・対応
- (2) 企画事業： 施設主催イベントの準備・実施
- (3) 宿 直： 施設利用者の宿泊がある日に輪番で施設に宿泊
- (4) 出前講座： 創作活動やレクリエーション活動等を施設外へ出て行って指導
- (5) 環境整備： 施設内外の清掃・整理整頓、草刈り等
- (6) 広 報： 施設利用者開拓のための各種広報活動
- (7) そ の 他： NPO が実施する事業や共同体で管理している他施設への協力

3 募集形態・応募資格

- (1) 正社員待遇 平均月 22.5 日勤務 4 週 8 休制
- (2) 嘱託職員 月 16 日勤務もしくは月 20 日勤務
※ 嘱託職員の任用期間任用は毎年度ごとの契約とする

正社員・嘱託職員とも短大卒以上・普通自動車運転免許取得、基本的 PC 操作が出来ること
教諭免許取得者・各種指導経験者を優先的に採用

アルバイト指導員 勤務日数は週 1 日以上から【応相談】
仕事内容は上記 1 - (1) ~ (5) の補助的業務
8,000 円/日 (含交通費)、高卒以上 (大学生可)
社会保険適用は勤務状況による

4 勤 務

1 日 8 時間 8:30~17:30 (途中昼食休憩)

※ 施設利用者対応のため、13:00~21:30 の勤務もあり

月を平均して週 40 時間を超えないものとする

嘱託職員の勤務日は施設利用がある日を中心に、前月にシフトで決定

※ 繁忙期には、嘱託職員にも超過勤務を依頼する場合あり

休 暇： 年次休暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇とも正採用職員に準ずる

5 給 与

(1) 正 社 員 法人規定による (4 年制大学卒業 220,000 円~)

(2) 嘱託職員 16 日勤務 基本給 135,000 円 20 日勤務 基本給 162,000 円

※全職員に法人規定の通勤手当*、住宅手当*、宿直手当、超過勤務手当、期末手当等

*通勤手当と住宅手当は、合算して最大月 3 万円までの支給

6 社会保険

医療保険 (健康保険を原則とする)、年金保険 (厚生年金保険を原則とする)

介護保険、労災保険、雇用保険

7 問合せ先

担当： 高木太郎 携帯電話 090-6771-0955 E-mail: takaki-t@hitodukuri.com